

PROGRESS

新納会計事務所・(株)新納経営

〒604-0031

京都市中京区新町通二条下る頭町 16-1

TEL:075(231)0335 FAX:075(231)0473

<http://www.shinnou.net/>

e-mail : smc-keiei@tkcnf.or.jp

プログレス

第57号

平成 27 年 1 月 9 日発行

PROGRESS (プログレス) とは「進歩」の意。皆様と共に進歩していきたいという願いを込め発行します。

明けましておめでとうございます

副所長 新納 麻衣子

平成 27 年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年中は、新納会計事務所へのご支援及びご協力、誠にありがとうございました。

新納会計事務所は経営理念の一つ目に、

「私たちは、中小企業の成長・発展のお役立ちとなり、企業を取り巻く全ての人の幸せ創造に貢献します。」を掲げています。

私たち会計事務所の喜びは、何といたってもお客さまの経営が成長、発展することです。お客さまにどんなサービスをすれば成長・発展につながるのかは永遠の課題ですが、お客さまに対して少しでもお役にたてればという思いで、日々悩みながら努力していこうと考えています。

皆さまの仕事の喜びも同じではないでしょうか。どんな仕事も原点は顧客満足度の向上です。お客さまに喜んでいただけることが、仕事の喜びにつながります。

厳しい経営環境の中、激しい競争にさらされながらも成長・発展している企業は全て、その商品・サービスが他社よりもお客さんから好かれているのです。

新年を機に、原点に帰り、自社の商品・サービスがもっとお客さんに好かれるためにはどうしたらいいかを見つめなおすことで、小さなことでもいい、何か新しい試みが生まれ、自然と成長・発展への一歩につながっていくことを期待しています。

経営理念の二つ目は、

「私たちはともに学び育ちあって人間力の向上に努め、生きがい、やりがいのある会社づくりを目指します。」です。

人材に魅力がなければお客さまに好かれることはありません。人材育成は経営課題の中でも一番重要なものとして、真剣に取り組まなければなりません。

経営理念の最後は、

「私たちはたった一度の人生をどうすれば輝いて生きられるかを常に考えて行動します。」です。

これは経営というよりは、一人の人間として短い人生を悔いなく終えるために常に念頭においておきたいことです。人間は弱いものですので、しんどいこと、つらいことから逃げがちです。輝くためには乗り越えていかなければなりません。

新年のご挨拶に弊所の経営理念を紹介させていただきました。本年も引き続き、事務所職員一同、経営理念にのっとり、はりきってお客さまの経営発展に尽くしてまいりますので、ご支援どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様のご健勝とご繁栄を心よりお祈りし、年頭のご挨拶とさせていただきます。



目次 1 ページ : 副所長挨拶 2 ページ : 生前贈与を活用 3 ページ : お客様トピックス
4 ページ : 東海道 5 3 次を歩く・合同忘年会開催 差し込み : 2015 年 標語

今年から相続税が増税！！

生前贈与をしっかりと活用しましょう！！

今年の1月1日より相続税の基礎控除が引き下げられ、相続税が発生してしまう人が増加する予想となっております。そこで今回は、相続税対策の1つとして生前贈与について活用できるものをご紹介します。

【基礎控除額】

平成26年12月31日まで
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人数)



平成27年1月1日以後
3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数)

今までは、最低6,000万円までの課税財産は、相続税が0円だったのに、今回の相続税改正により課税財産が6,000万円だと相続税が310万円発生する！！

<例> 4人家族(夫婦、子供2人)のご主人から「平成27年から相続税の改正に伴い相続税が増額するという話を耳にしました。もし、私に何かあった場合の相続税はなるのか?」という相談を受けました。そこで、現状ご主人が所有している財産を計算したところ、現預金6,000万円と土地付建物(自宅)6,000万円ということがわかりました。この事例をもとに、以下の2つの観点から生前贈与対策を提案したいと思います。

【金融資産を活用した生前贈与対策】

毎年、暦年贈与を行い、現預金を子供に移動させる。

暦年贈与とは、贈与税の暦年課税制度の贈与のことで1月1日から12月31日までの間(暦年)に贈与を受けた金額が110万円(基礎控除額)以下なら贈与税の申告が不要な制度です。つまり、毎年100万円を子供に20年間贈与し続けると、2,000万円贈与税がかからずに、現預金を子供に移動することが出来ます。

相続時精算課税制度を利用し、一括で子供に現預金を移動させる。

相続時精算課税とは、60歳以上の親から20歳以上の子や孫への贈与なら通算で2,500万円まで贈与税がかかりません。一気に財産を移動させられるので手間が省けますが、一度この方法を採用してしまうと、これ以後は暦年贈与をすることが出来ないというデメリットも存在します。

現預金を生命保険等の財産に変え、相続対策を行う。

現預金を生命保険等の財産に変えることで、相続時に生命保険控除の非課税枠を利用出来るというものです。ちなみに、非課税枠は500万円×法定相続人の数となっています。

【不動産を活用した生前贈与対策】

住宅取得等資金を子供に贈与する。

父母から子、祖父母から孫に住宅用家屋の新築、取得、増改築等(土地の取得も含まれます。)のための金銭(以下「住宅取得等資金」といいます。)の贈与があった場合に、一定の金額までは贈与税が非課税になる制度です。(注)家屋の床面積が50㎡以上240㎡以下の場合に適用されます。

贈与税の配偶者控除を活用し、自宅を奥様に贈与する。

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は、居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)できるという特例です。

生前贈与対策についてのより詳しい内容は当事務所へお問い合わせ下さい。

～お客様トピックス～

森上芙美子さま「ラオスありがとうコンサート」へご出演！

ラオスより京都市動物園へアジアゾウの小象4頭が寄贈されることへの感謝の気持ちを込め、「ラオスありがとうコンサート」が開催され、お客様でピアノの森上芙美子様スペシャルゲストで出演されます！

現在、象の輸出入はワシントン条約により制限されており、国内の動物園で象がいる動物園は約40%という状況の中での小象の寄贈は、京都市とラオスの深い友情と絆の証といえます。

また、京都市動物園では今年秋完成予定の「ゾウの森」を目玉事業として位置付けており、ゾウ舎を約2,500㎡へ拡大し10年以内の赤ちゃんゾウの誕生を目指すそうです。

来場者には京都市動物園へ入場できる特典もございますので、これを機にご家族で音楽を楽しませてみてはいかがでしょうか？

プログラムの一部をご紹介します！

チャイコフスキー くるみ割り人形「花のワルツ」
ラヴェル 管弦楽伴奏曲「シェヘラード」 ソプラノ 田中郷子
チャイコフスキー ピアノ協奏曲第1番第1楽章 ピアノ 森上芙美子

日時 平成27年2月14日(土)
(開場16:15 開演17:00)

場所 京都コンサートホール 大ホール

金額 3,000円(全席指定)
京都市動物園入場可(3月一杯まで有効)

出演 京都市交響楽団・京都市少年合唱団
指揮 田中裕子 ピアノ 森上芙美子
ソプラノ 田中郷子

購入先 京都コンサートホール 075-711-3231
チケットぴあ 0570-029-999(Pコード245-844)

お問合先 プランツコーポレーション 075-222-7755

株式会社 UCHU様 2店舗目オープン！

「今の和菓子」として、落雁を作られ、旅行雑誌に限らず様々な雑誌にも取り上げられている株式会社UCHU様が、今までとは違う、新しいコンセプトで京都御所東界隈に「FUKIYOSE 寺町店」をオープンされました。自宅用だけでなく、御進物にも最適な商品が取り揃えられております。

<社長様より一言>

西陣の本店とは違う新しい商品を集めた新店舗です。お近くにお越しの際は、是非、お立ち寄りください。

FUKIYOSE 寺町店

〒602-0875 京都市上京区寺町通丸太町上ル信富町307

Tel/Fax : 075-754-8538

営業日|水・木|営業時間|Open 10:00am Close 18:00pm

当店には駐車場はありません。

お近くのパーキングにお止めください。

お知り合いに会計事務所をお探しの方がいらっしゃる時は、是非、ご紹介いただきますようお願いいたします。

東海道53次を歩く

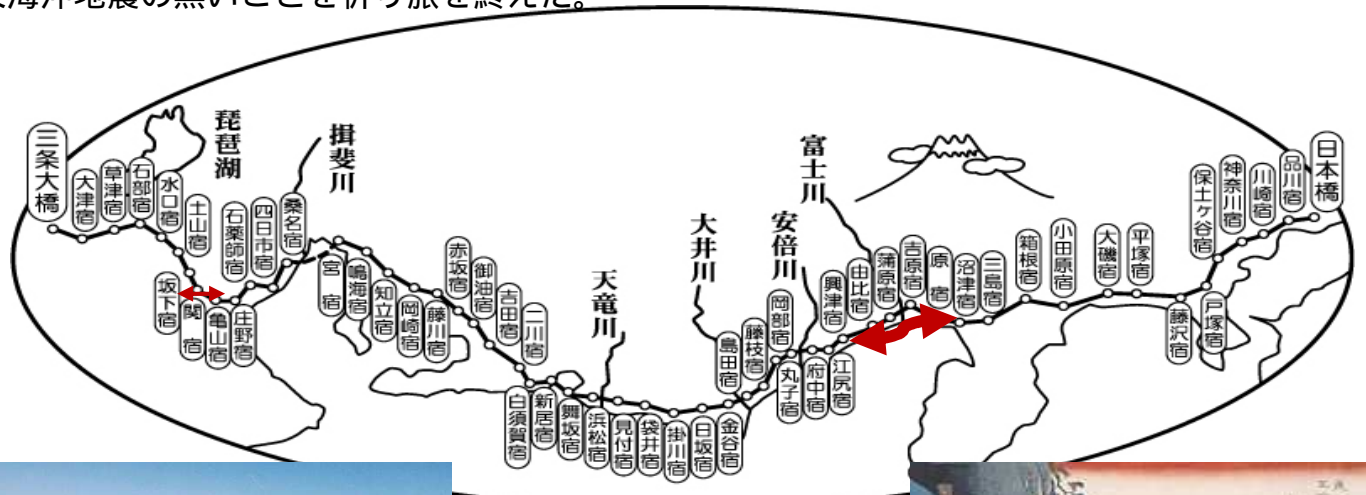
新納 賢二

昨年の6月に三重県の亀山(シャープの工場で有名)宿から関宿まで歩いた。街並が保存され、父の仇討をした小万という娘の記念碑や、秀吉に敗れて自刃した織田信長の三男信孝の墓を見つけたりして、江戸時代にタイムスリップした様で、歴史を体感でき興味が深まりました。

それで11月に静岡県の興津宿から原宿を訪ねた。

新幹線で静岡駅へ、そこで在来線に乗換え、興津駅へ向う。今回の最大の目的は、安藤広重描く「由比薩埵峠」の富士の絶景を見る事だ。天気は雲一つなく、秋空が視界一杯広がっている。一時間程舗装道路を歩き峠に着く。ここから山道を20分程登ると、視界が「パツ」と開け、足下の海岸沿いに東名高速道路と国道一号線がもつれ合う様に走り、海の向うに富士が悠然と座している。国道と高速道路を視界から消去すると、「広重」の浮世絵と同じ風景だ。街道の風景は、江戸時代と大きく変わっていたが、富士山だけは変わらず太古から今日迄荘厳なたたずまいでそこに在った。

街道歩きの面白さは、その宿ごとの江戸時代から続く名物を食べる事であり、今回は桜エビのかき揚げが旨かった。又その地に起った歴史に思いを馳せる楽しさもある。由比宿では、由比正雪の生家が残されており、又江戸城無血開城に尽力した山岡鉄舟を匿った茶屋では、彼のピストルや衣服が展示してあった。しかし、二日目の「田子の浦」は百人一首の歌の面影は全くなく、波消しブロックが浜を覆い、巨大な防波堤が延々と駿河湾を囲んでいて、一変に現代に引戻され、東海沖地震の無いことを祈り旅を終えた。



ゆひさつた
由比薩埵峠
今昔



合同忘年会を開催しました!!

昨年末、谷口司法書士・行政書士事務所様と合同忘年会を開催いたしました。日頃は電話での対応が多く、職員同士が実際に顔を合わせるのはこの日が初めてだったのですが、終始アットホームな雰囲気、友好を深め楽しい時間を過ごすことができました。忘年会を通して2014年を振り返ると共に、2015年もお客様の成長と発展の為、尽力して行くことを再確認しました。

合同での開催は初の試みでしたが、谷口事務所の皆様の温かい人柄に触れ、素晴らしい年末を送ることができました。心よりお礼申し上げます。

2015年も両事務所共によりしくお願いいたします。

